

第3章 高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らせるまち

介護・医療・住まい・生活支援・介護予防が包括的に提供される地域包括ケアシステムを構築し、高齢者が要支援状態になっても、住み慣れた地域で、自立して暮らせるまちの実現を目指します。

第1節 総合的な生活・居住支援の充実

【現状と課題】

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の結果によれば、助かると思う地域の手助けとして「安否確認の声かけ」が23.0%で最も多く、次いで「ちょっとした力仕事」、「気軽にいける居場所の提供」、「通院の送迎や外出の手助け」、「話し相手や相談相手」と続き、日常生活上の支援が求められています。

また、国においては平成28年3月に閣議決定された新たな住生活基本計画において、高齢者が安全に安心して生涯を送ることができるための住宅の改善・供給および高齢者が望む地域で住宅を確保し、日常生活圏において、介護・医療サービスや生活支援サービスが利用できる居住環境の実現が目標として掲げられています。また、在宅での生活を支える上で、夜間・休日の相談に応じる体制の整備も求められています。

団塊世代が75歳以上に達する平成37（2025）年を見据え、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加する中、総合的かつきめ細かな生活支援のサービス体制が求められます。

【基本施策】

第1項 生活支援サービスの充実

高齢者の日常生活を支えるため、身近な地域での在宅介護に関する総合相談先としての在宅介護支援センター事業のほか、配食サービス等各種生活支援サービスを継続して実施していきます。

| 事業名 | 事業の内容 | 担当課 |
|----------------|--|-------|
| 1 在宅介護支援センター事業 | 地域の要介護高齢者およびその家族の在宅介護を支援するため、在宅介護に関する総合的な相談に応ずるとともに、関係機関との連絡調整の便宜を供与する在宅介護支援センターを運営します。 なお、市民に、よりわかりやすい窓口とするため、地域包括支援センターへの統合を進めます。 | 高齢介護課 |
| 2 配食サービス事業 | ひとり暮らし高齢者等に昼食を配送することにより、高齢者の心身の健康保持と、高齢者と地域との交流を図ります。 なお、民間事業者によるサービス状況を踏まえながらあり方を検討します。 | 高齢介護課 |

| | | |
|---------------|--|-------|
| 3 高齢者福祉電話設置事業 | <p>ひとり暮らし高齢者等に対し、市が保有する電話を高齢者宅に設置します。</p> <p>福祉電話の設置により、高齢者の安否確認、関係機関の協力を得た各種相談を行い、在宅生活を支援します。</p> | 高齢介護課 |
| 4 養護老人ホーム | <p>環境上の理由および経済的理由により、居宅で生活することが困難な高齢者の入所措置を行います。</p> | 高齢介護課 |
| 5 寝具乾燥サービス事業 | <p>寝具類の自然乾燥が困難な寝たきり高齢者等の世帯に対し、月1回、寝具類の乾燥を行います。</p> <p>寝たきり高齢者等の衛生と健康を保持し、自立生活を支援します。</p> | 高齢介護課 |
| 6 訪問理美容サービス事業 | <p>理・美容店での理・美容が困難な高齢者に対し、自宅で理・美容を受ける際の出張料を助成します。</p> <p>介護者の負担の軽減と高齢者の衛生的かつ快適な生活を支援します。</p> | 高齢介護課 |
| 7 紙おむつ等給付事業 | <p>寝たきり等の状態にある高齢者に対し、紙おむつ、尿とりパット、おむつカバー等を給付します。</p> <p>介護者の負担軽減と高齢者の衛生的で快適な在宅生活を支援します。</p> | 高齢介護課 |
| 8 日常生活用具給付事業 | <p>65歳以上で、介護保険で非該当と認定された方で、日常生活用具の給付が必要な高齢者に対し、入浴補助用具、歩行補助車等の日常生活用具を給付します。</p> | 高齢介護課 |
| 9 住宅改造費助成事業 | <p>住宅改造が必要と認められる高齢者に対し、住宅の浴室等の改造に要する費用を助成します。</p> | 高齢介護課 |

第2項 多様な住まいの確保

いつまでも安心して暮らしていけるよう、高齢者に対する住まいの支援や各種情報提供を進めていきます。

| 事業名 | 事業の内容 | 担当課 |
|-------------------------|---|-------------------------|
| 1 居住系サービスの整備 | 有料老人ホーム等の居住系サービスについては、「福祉施設等の配置のあり方に関する基本方針」に沿って対応します。 | 高齢介護課 |
| 2 高齢者住宅事業 (シルバーピア) | 入居者が安心して生活できるよう配慮した高齢者専用の住宅に生活協力員を配置し、生活の安定を図ります。 | 住宅課 |
| 3 サービス付き高齢者向け住宅の整備 | サービス付き高齢者向け住宅については、青梅市住宅マスタープランに沿って対応します。 | 住宅課 |
| 4 東京シニア円滑入居賃貸住宅情報登録閲覧制度 | 東京都の制度である「高齢者であることを理由に入居を拒まない物件情報」の閲覧・紹介を行います。 | 住宅課 |
| 5 住替え支援事業 | 住宅確保要配慮者（高齢者、障害者世帯等住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の支援を行うため、居住支援協議会の設立を検討します。 | 住宅課 高齢介護課 障がい者福祉課 |
| 6 住宅相談会 | 定期的に住宅相談会を開催し、市民の安全で安心できる快適な住まいづくりのために、住宅の新築、増改築、リフォーム、売買、賃貸等およびマンションの修繕、維持管理等に関する相談について適切な助言を行います。 | 住宅課 |

第2節 地域福祉活動の推進

【現状と課題】

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の結果によれば、地域づくりの活動への参加意向は、参加者としては、9.3%の方が是非参加したい、51.1%の方が参加してもよいと答えており、企画・運営としては、2.6%の方が是非参加したい、32.6%の方が参加してもよいと答えています。このように多くの方に参加意向がありながら、実際には地域活動に参加されている方はあまり多くないという現状があり、地域活動への参加促進が課題となっています。

また、国の基本的な指針においては、「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制を整備することが市町村の努力義務としており、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できるコミュニティを形成し、公的なサービスと協働して、助け合いながら暮らすことのできる社会の実現が求められています。高齢者の支援に加え、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍していくことが期待されています。

【基本施策】

第1項 ボランティア活動等の支援

青梅市社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターの運営を支援し、関係団体同士の連携を強め、高齢者のニーズに対応するとともに、高齢者が地域を支える担い手として活躍できるような基盤整備を進めていきます。

| 事業名 | 事業の内容 | 担当課 |
|----------------------|--|---------|
| 1 ボランティア・市民活動センターの運営 | センターにおいて各種団体と市が連携・協力して、保健福祉サービスを提供する体制を強化します。 市民のボランティア活動、NPO活動を支援する拠点機能の充実を図ります。 | 市民活動推進課 |

第2項 福祉コミュニティづくりの推進

地域福祉の中心的存在である自治会や民生児童委員合同協議会、社会福祉協議会などの活動や運営を引き続き支援し、各組織を通じて高齢者を見守る福祉コミュニティづくりを進めます。

| 事業名 | 事業の内容 | 担当課 |
|-------------------|---|------------------|
| 1 自治会との連携 | ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯に対する声かけや安否確認について、自治会との連携を強化し、地域福祉の推進を図ります。 | 市民活動推進課 高齢介護課 |
| 2 民生児童委員合同協議会との連携 | 支援を必要とする高齢者に対し、民生児童委員と連携し、解決に向けた対応を行います。また、定期的に民生児童委員と意見交換等の場を設けます。 | 福祉総務課 高齢介護課 |
| 3 社会福祉協議会等との連携 | 地域における民間福祉団体の中心的組織である社会福祉協議会および関係団体と連携し、地域活動とのネットワーク化を図ります。 | 福祉総務課 高齢介護課 |

第3項 見守りネットワークの充実

ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者が増加する中、民間事業者等との協力による安否確認や認知症高齢者の早期発見に向けた見守りネットワークの構築を進めていきます。

| 事業名 | 事業の内容 | 担当課 |
|--------------------|---|----------|
| 1 高齢者安心サポート事業 | 高齢者安心サポート事業を通じて、「燃やすごみが排出されていない」「新聞受けに新聞がたまっている」など、高齢者世帯の生活状態に変化が見られる場合に、事業者からの情報提供により安否の確認を行います。 | 清掃リサイクル課 |
| 2 民間事業者との協定による連携 | 見守り支援ネットワーク事業協定にもとづき、民間事業者と連携し、日常業務における緩やかな見守りを実施し、ネットワークを充実していきます。 | 高齢介護課 |
| 3 見守り・SOSネットワークの強化 | 認知症高齢者等のひとり歩きによる行方不明の早期発見に対応するため、警察や民間事業者等関係団体、市民の協力による見守りのためのネットワークの強化を図ります。 | 高齢介護課 |

第3節 地域支援事業による自立支援の充実

【現状と課題】

地域支援事業は、被保険者が要介護状態等になることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的としています。

平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）を開始し、これに伴い、予防給付の訪問介護および通所介護を全国一律の基準にもとづく給付サービスから、総合事業における地域の実情に応じた訪問型サービスおよび通所型サービスに移行しました。

また、第1層生活支援コーディネーターを配置し、地域の支え合い体制づくりの推進に関する検討を開始しています。

住民を含めた多様な主体が連携して高齢者を支えていくために、総合事業の効果的な実施による介護予防の推進、地域での支え合い体制の整備および多職種連携の充実を図っていく必要があります。

認知症の人が増えていくに当たり、認知症の予防と認知症になっても住みやすいまちづくりが求められます。

【基本施策】

第1項 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

平成29年4月から実施している総合事業は、地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントにもとづき、訪問型サービスおよび通所型サービス等を提供する介護予防・生活支援サービス事業と住民主体の場を充実させ、通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりの推進等を実施する一般介護予防事業で構成されます。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業として、要支援者等の多様な生活支援のニーズに対応するため、国の基準による訪問型・通所型サービスに加え、元気高齢者が担い手となる生活支援サービスや閉じこもり防止のための通所型サービス等を提供していきます。

① 訪問型サービス

訪問介護等による身体介護・生活援助サービスを実施します。

| 事業名 | 事業の内容 | 担当課 |
|--------------------------------|--|-------|
| 1 訪問型サービス事業 | 国の基準による訪問型サービスを実施します。 | 高齢介護課 |
| 2 基準緩和型訪問サービス事業 (訪問型サービスA) | 家事援助を主とした訪問型サービスを実施します。 | 高齢介護課 |
| 3 おうめ生活サポーターサービス (訪問型サービスA) | 元気高齢者による、家事等の生活支援サービス(おうめ生活サポーターサービス)を実施します。 | 高齢介護課 |
| 4 短期集中型予防サービス事業 (訪問型サービスC) | 運動機能向上などの事業を、短期集中的に実施します。 | 高齢介護課 |

② 通所型サービス

通所介護等による機能訓練や集いの場などのサービスを実施します。

| 事業名 | 事業の内容 | 担当課 |
|-------------------------------|-----------------------------|-------|
| 1 通所型サービス事業 | 国の基準による通所型サービスを実施します。 | 高齢介護課 |
| 2 軽度者向けの通所型サービス (通所型サービスA) | 閉じこもり防止や自立支援の通所型サービスを実施します。 | 高齢介護課 |
| 3 短期集中型予防サービス事業 (通所型サービスC) | 運動機能向上などの事業を、短期集中的に実施します。 | 高齢介護課 |

③ その他の生活支援サービス

生活支援サービス体制整備を進める中で関係機関や地域の団体等との協議により、必要なサービスについて検討を進めます。

④ 介護予防ケアマネジメント

| 事業名 | 事業の内容 | 担当課 |
|------------------|---|-------|
| 1 介護予防ケアマネジメント事業 | 介護予防・生活支援サービス事業対象者に対して適切な介護予防サービスが提供されるよう、アセスメント、必要に応じたケアプランの作成、サービス提供後のモニタリングを行い、自立保持のための身体的・精神的・社会的機能の維持、向上を図ります。 | 高齢介護課 |

(2) 一般介護予防事業

第6期計画より、一般介護予防事業として、一次予防事業と二次予防事業を区別せずに、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進することとなりました。

健康づくり事業や地域の互助、民間サービスとの役割分担を踏まえ、住民運営の通いの場や、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを進めていきます。また、地域における介護予防の取組の機能強化に向け、地域におけるリハビリテーション専門職等の関与の促進に努めていきます。

| 事業名 | 事業の内容 | 担当課 |
|---|--|-------|
| 1 介護予防事業対象者把握事業 (介護予防把握事業) | 要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の市民に対し、生活機能に関する状態等、介護予防事業対象者の把握に努めます。また、地域包括支援センター職員が訪問し、介護予防事業の説明・案内を行います。 | 高齢介護課 |
| 2 介護予防講演会 (介護予防普及啓発事業) | 介護予防に関する講演会を開催します。介護予防に関する基本的な知識の普及啓発を図ります。 | 高齢介護課 |
| 3 介護予防教室 (介護予防普及啓発事業) | 介護予防の普及に資する運動教室等の介護予防教室を開催します。 | 高齢介護課 |
| 4 介護予防リーダー養成事業 (地域介護予防活動支援事業) | 介護予防の重要性を理解し、地域で健康づくりのための活動を担っていく介護予防リーダーを養成します。 | 高齢介護課 |
| 5 介護予防運動等の普及・啓発 (関連事業：元気に♪楽しく♪梅っこ体操) | 青梅市介護予防オリジナル体操「梅っこ体操」等の介護予防の運動や知識の普及を図り、地域住民(市民)を主体とした介護予防、健康づくりを支援します。 | 高齢介護課 |
| 6 介護予防機能の強化 (地域介護予防活動支援事業) | 介護予防リーダーなどのボランティアの協力により、高齢者等が地域で行う自主的な介護予防活動を支援していきます。 | 高齢介護課 |
| 7 高齢者クラブ健康づくりモデル事業 (地域介護予防活動支援事業) | ウォーキングを取り入れた健康づくりなどのモデル事業を支援します。 事業を通じて地域活動組織の育成を図ります。 | 高齢介護課 |
| 8 地域リハビリテーション活動支援事業 | 市民への介護予防や、ケアマネジメント支援へ、リハビリテーション専門職の専門的知見の活用を図ります。 | 高齢介護課 |

第2項 地域包括支援センターの機能強化

高齢者の方が、地域で尊厳を持って、自立した日常生活を送ることができるよう、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援などの各事業について、一体的、総合的に取り組みます。地域包括ケアシステムの深化に向け、その中核的な機関である地域包括ケアセンターを適切に運営し、官民を問わず多様な機関との連携協働によるネットワーク体制の充実を図ります。また、人員体制の強化や、継続的な評価・点検により、センターの機能を強化していきます。

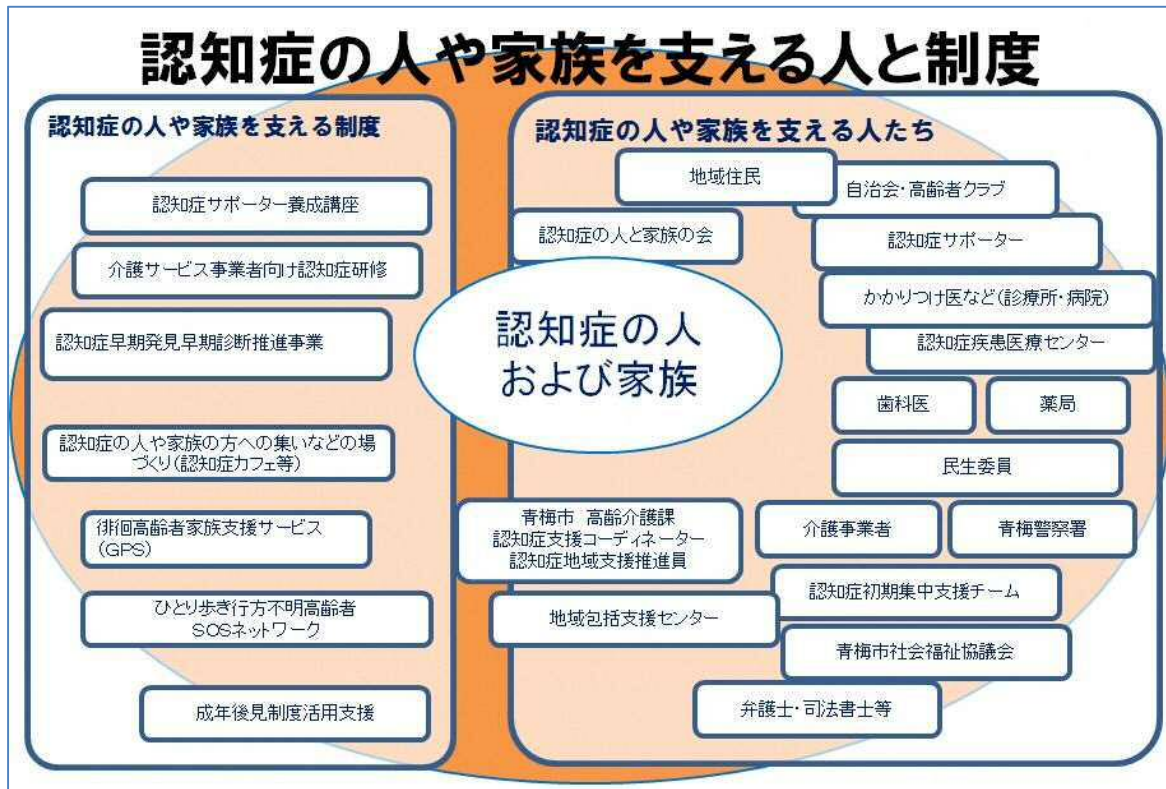
| 事業名 | 事業の内容 | 担当課 |
|---------------------|---|-------|
| 1 総合相談支援事業 | <p>高齢者の実情把握に努め、高齢者本人・家族・近隣住民からの相談に対応し、総合的・専門的な援助（助言・指導）を行います。</p> <p>地域の民生児童委員や公的機関、専門機関等と連絡を密にし、総合的支援体制を整備します。</p> | 高齢介護課 |
| 2 包括的・継続的ケアマネジメント支援 | <p>ケアプラン作成技術の個別指導、支援困難事例への指導助言、地域における社会資源との連携・協力体制の整備等を行います。</p> | 高齢介護課 |
| 3 地域包括支援センターの機能強化 | <p>全地域包括支援センターおよび職種ごとのグループによる連絡会や勉強会を定期的で開催し、職員の資質向上を図ります。</p> <p>地域包括支援センター事業の評価について検討・実施します。</p> <p>市民に、よりわかりやすい窓口とするため、在宅介護支援センター機能の包含を進めます。</p> | 高齢介護課 |

上記事業のほか、第2章第1節第4項の権利擁護事業（72 ページ）、第3章第3節第1項（1）④介護予防ケアマネジメント（82 ページ）を実施します。

第3項 認知症施策の推進

認知症の人を地域で支え、認知症になっても住みやすいまちづくりを目指すため、認知症サポーターの養成と普及に努め、認知症家族の会等の関係団体と連携し、認知症高齢者とその家族への支援を強化していきます。認知症の早期発見・早期診断の体制整備を進めるとともに、成年後見制度の周知と活用促進を図ります。

| 事業名 | 事業の内容 | 担当課 |
|---------------------------------|--|----------------|
| 1 成年後見制度の活用支援 (関連事業: 権利擁護事業) | 社会福祉協議会と連携し、成年後見制度の周知と活用の促進を図り、判断能力の不十分な高齢者が、財産管理や身上監護についての契約などの法律行為をする際に、保護・支援を行います。 | 福祉総務課 高齢介護課 |
| 2 認知症サポーター養成講座 | 認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職場において認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成するための講師を派遣します。 | 高齢介護課 |
| 3 介護サービス事業者認知症研修会の実施 | 介護サービス事業者を対象に、認知症への理解をさらに深めるため、研修会を実施します。 | 高齢介護課 |
| 4 徘徊高齢者家族支援サービス事業 | 徘徊高齢者を探索するための位置探索GPS機器を貸与し、現在位置の情報を介護者等に提供します。 | 高齢介護課 |
| 5 認知症家族会等への支援 | 認知症の人や介護する家族同士の集いの場を提供するなどの支援を行います。 | 高齢介護課 |
| 6 認知症支援コーディネーター事業 | 認知症支援コーディネーターを配置し、個別ケース支援のバックアップを担い、認知症の疑いのある高齢者の早期発見・診断・対応を進めます。 | 高齢介護課 |
| 7 認知症地域支援推進員の設置 | 認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人やその家族からの相談を受けたり、医療、介護の連携支援や研修会開催など、地域における支援体制の構築を進めます。 | 高齢介護課 |
| 8 認知症疾患医療センター等との連携 | 受診困難等認知症の疑いのある高齢者等を訪問するなど、認知症の人とその家族を支援するため、都が指定する認知症疾患医療センター、民生児童委員、かかりつけ医等との連携を深めます。 | 高齢介護課 |
| 9 認知症初期集中支援推進事業 | 本人の拒否等から医療や介護のサービスに結びついておらず認知症または認知症の恐れのある高齢者を、適切なサービスの安定的利用につなげる支援を行います。 | 高齢介護課 |



第4項 在宅医療・介護連携の推進

在宅医療と介護を一体的に提供できるよう、医療機関と介護事業所等の関係者の連携推進を図ります。

| 事業名 | 事業の内容 | 担当課 |
|---------------------------|--|-------|
| 1 在宅医療・介護連携に関する会議の実施 | 在宅医療、介護連携に関する会議を開催し、課題の抽出と対応の検討を行います。 | 高齢介護課 |
| 2 在宅医療・介護連携に関する研修の実施 | 医療と介護について、関係者が互いの業務の現状を知り、意見交換のできる関係を構築するなど、地域の医療・介護関係者の連携促進を目的とした多職種での研修を近隣自治体と連携して実施します。 | 高齢介護課 |
| 3 在宅医療・介護連携に関する地域住民への普及啓発 | 地域住民が在宅医療や介護について理解し、在宅での療養が必要になったときに必要なサービスを適切に選択できるようにするとともに、地域住民の在宅医療や介護連携の理解の促進を図ります。 | 高齢介護課 |
| 4 地域の医療・介護サービス資源の把握 | 地域の医療機関や介護事業所等の住所・連絡先、機能等を把握し、必要に応じて連携に有用な項目等の情報について地域の医療・介護関係者と共有します。 | 高齢介護課 |

| | | |
|--------------------------------|---|-------|
| 5 切れ目のない在宅医療と介護サービスの提供体制の構築の推進 | 地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、在宅医療・介護サービスの提供体制の構築に取り組みます。 | 高齢介護課 |
| 6 医療・介護関係者の情報共有の支援 | 地域の医療・介護関係者間での情報共有ツールの導入や活用について支援します。 | 高齢介護課 |
| 7 在宅医療・介護連携に関する相談支援 | 医療・介護関係者の連携を支援する相談窓口の設置等により、連携の取組を支援します。 | 高齢介護課 |
| 8 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携 | 同一の二次医療圏内にある市町村等で必要な事項について連携します。 | 高齢介護課 |

第5項 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加し、多様な生活支援サービスが求められています。サービスを担う民間事業者、社会福祉法人、ボランティア等の多様な事業主体への支援を行い、高齢者の社会参加を通じて、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍できる地域づくりを図ります。

| 事業名 | 事業の内容 | 担当課 |
|-----------------|---|-------|
| 1 生活支援サービスの体制整備 | ボランティアの養成や住民主体の通いの場の設置等生活支援の基盤整備のため、関係機関等と協議を進めるとともに、高齢者と地域の様々なサービスや社会資源とをつなぐ生活支援コーディネーターを配置し、新たな社会資源の発見、サービスの創出、ネットワーク構築を図ります。 | 高齢介護課 |

第6項 地域ケア会議の推進

高齢者個人に対する支援の充実や、社会基盤の整備を進めていくに当たって、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等に向けて、地域ケア会議を推進していきます。

| 事業名 | 事業の内容 | 担当課 |
|-------------|--|-------|
| 1 地域ケア会議の推進 | 地域ケア会議を開催し、個別事例の検討を通じた多職種協働によるケアマネジメント支援を行い、地域のネットワーク構築を図ります。さらに、地域課題の把握へとつなげます。 | 高齢介護課 |

第7項 任意事業の推進

本市の地域特性と高齢者の実情を勘案し、介護給付適正化事業、家族介護支援事業、成年後見制度利用支援事業、地域自立生活支援事業を実施します。

| 事業名 | 事業の内容 | 担当課 |
|-----------------|--|-------|
| 1 介護サービス事業者連絡会 | 市と介護サービス事業者の定期的な情報交換と連絡協議の場として、介護サービス事業者連絡会を行います。 | 高齢介護課 |
| 2 居宅介護支援事業者連絡会 | ケアマネジャーの情報交換と連絡協議の場として居宅介護支援事業者連絡会を行います。 | 高齢介護課 |
| 3 介護給付費通知の発送 | 介護サービス利用者に、実際に利用しているサービスの種類・費用を通知します。 利用者の給付内容の把握と介護保険制度の理解を図ります。 | 高齢介護課 |
| 4 家族介護教室 | 高齢者を介護している家族等に対し、介護方法や介護予防、健康づくりなどについての知識・技術を習得する家族介護教室を開催します。 | 高齢介護課 |
| 5 家族介護慰労金支給事業 | 重度の要介護者を在宅で介護している家族等の慰労および経済的負担の軽減などを図るため、一定の要件を満たす場合に家族介護慰労金を支給します。 | 高齢介護課 |
| 6 成年後見制度申立事業 | 身寄りがない認知症高齢者等の保護を図るため、市長が法定後見（後見・保佐・補助）開始の審判申立てを行います。 | 高齢介護課 |
| 7 介護サービス相談員派遣事業 | 介護サービス相談員が介護施設等を訪問し、利用者の相談に対応します。 | 高齢介護課 |